

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成23年9月9日提出

【発行者名】 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 ロバート・モレース

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号  
グラントウキョウ ノースタワー

【事務連絡者氏名】 諏訪部 広

【電話番号】 03-6377-2842

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 日興フォルティス 中国A株ファンド

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 継続申込期間：2,500億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項ありません。

**第一部【証券情報】****(1)【ファンドの名称】**

日興フォルティス 中国A株ファンド（愛称：万里）  
（以下「ファンド」といいます。）

**(2)【内国投資信託受益証券の形態等】**

- A 追加型株式投資信託の受益権です。  
B 当ファンドについて、委託会社であるBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

**(3)【発行（売出）価額の総額】**

継続申込期間：2,500億円を上限とします。

**(4)【発行（売出）価格】**

継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。  
基準価額とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をその時の発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。基準価額は、組み入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。日々の基準価額は、販売会社または委託会社までお問合せいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞にも掲載されます。（掲載名「万里」）

**《委託会社へのお問い合わせ先》**

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社  
電話番号：0120-996-222  
受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時  
ホームページ：<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

**(5)【申込手数料】**

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に**3.675%（税抜3.5%）を上限**に販売会社が定めた料率を乗じて得た額とします。お申込手数料に係る消費税および地方消費税がかかります。  
販売会社の申込手数料率が変わった場合には上限の率も変更になる場合があります。  
分配金を再投資されるコースで収益分配金を再投資する場合は無手数料となります。

**(6)【申込単位】**

販売会社が定める単位とします。  
詳細は販売会社にお問い合わせください。  
分配金を再投資されるコースで収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

**(7)【申込期間】**

継続申込期間：平成23年9月10日から平成24年9月10日まで  
尚、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

**(8)【申込取扱場所】**

以下の販売会社の本・支店等においてお申込みの取扱いを行います。  
SMB C日興証券株式会社 本店所在地：東京都千代田区丸の内三丁目3番1号  
取扱店の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。

**( 9 ) 【払込期日】**

取得申込者は販売会社の定める日までにお申込金額を販売会社に支払います。

なお、当該販売会社は受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額を、追加信託が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込みます。詳細は、販売会社窓口にてお尋ね下さい。

**( 1 0 ) 【払込取扱場所】**

お申込みを受付けた販売会社でお取扱いします。

販売会社については、上記( 8 ) 申込取扱場所をご覧ください。

**( 1 1 ) 【振替機関に関する事項】**

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

**( 1 2 ) 【その他】**

お申込みの方法

受益権の取得のお申込みは、販売会社に取引口座を開設のうえ当ファンドのお申込みを行うことによって成立します。販売会社は、お申込みの成立までに、「証券取引約款」および当ファンドの「目論見書」等を提示、お渡しいたします。

受益権取得申込みの方は「目論見書」等をご高覧のうえ、当該約款等に基づく「取引口座設定申込書」および当ファンドの「取得申込書」等にご記入のうえ、ご提出下さい。

取得申込みに係る金額を当該販売会社に指定された日までにお支払い下さい。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「( 1 1 ) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「( 1 1 ) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

当ファンドは、主に中国の人民元建て株式（中国A株）などを投資対象とする外国投資信託証券「BNP PARIBAS FLEXI Equity China A Selected（以下、「BNPパリバ フレキシィー エクイティ チャイナ A セレクティッド」といいます。）」に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

###### ファンドの特色

### ファンドの特色

#### 特色

#### 1

**持続的かつ著しい成長により世界経済を牽引する役割を担う中国経済の発展及び発表された大規模な景気刺激策に関連して、今後の成長が期待できる中国企業の株式を実質的な投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。**

- 膨大な人口と強力な政府の政策を背景にこれまで中国は世界の工場として高成長を続け、外需主導により世界最大規模の経済へと発展を遂げてきました。
- 金融危機により世界経済が減速に向かうなか、中国政府はいち早く大規模な財政政策を発表し、特に内陸部の潜在成長力を刺激する政策を打ち出しています。

#### 特色

#### 2

**中国のQFII（適格国外機関投資家）制度を活用し、中国国外投資家にとって希少性の高い中国企業の人民元建て株式（以下「中国A株」といいます）に投資を行い、中長期における信託財産の成長を目指します。**

- 中国A株は、中国国内投資家とQFII（適格国外機関投資家）の認定を受けた中国国外の投資家に限定されている希少性の高い投資対象です。なお、投資対象には個別銘柄等の価格変動に運用成果が連動する有価証券への投資も含まれます。
- 当ファンドは、BNPパリバグループへのQFII認可に基づき、一定の投資枠を確保しております。

#### 特色

#### 3

**組入対象ファンドである外国投資信託証券「BNPパリバ フレキシィーⅢ エクイティ チャイナ A セレクティッド」の運用は、ハイフートン・インベストメント・マネジメントの助言を受けて、BNPパリバ インベストメント・パートナーズが行います。**

- ハイフートン・インベストメント・マネジメント（以下「ハイフートン」ともいいます）は、外資系資産運用会社として長い経験を有し、これまで数々の高い評価を受けています。
- 独自のファンダメンタルズ分析に基づくボトムアップ手法により、持続的な成長が期待できる銘柄に投資を行います。
- 特に中国政府により発表された景気刺激策に恩恵を受ける内需・インフラ関連企業にも着目します。

## ファンドの仕組み

当ファンドは、BNPパリバ インベストメント・パートナーズが運用するルクセンブルク籍外国投資信託証券「BNPパリバ フレキシ―Ⅲ エクイティ チャイナ A セレクティッド」及び「フォルティス日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」に投資するファンド・オブ・ファンズです。

- 原則として「BNPパリバ フレキシ―Ⅲ エクイティ チャイナ A セレクティッド」への投資比率を可能な限り高位に保ちます。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。



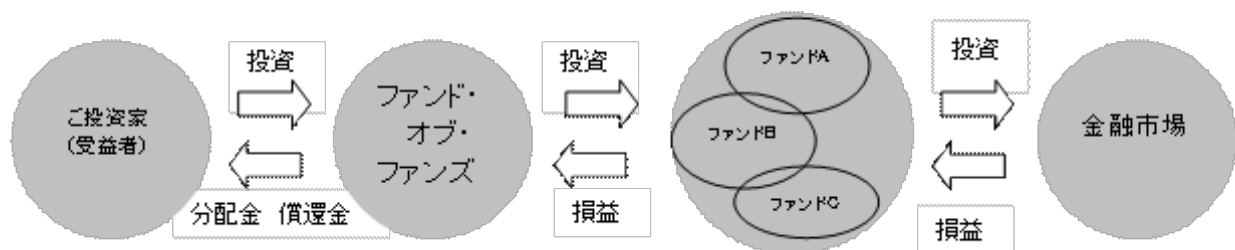
投資環境に重大な変化が生じた場合やその他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少、当ファンドが実質的に一部投資を行う中国A株が規制を受けているQFII制度上の回金制約等）等により、投資対象への投資を大幅に縮小または変更する場合があります。また資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用を行えない場合があります。

### ■ファンドの運用形態(ファンド・オブ・ファンズによる運用)

当ファンドは「ファンド・オブ・ファンズ」での運用形態になります。

一般に「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券や金融商品に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託(ファンド)を組入れることにより運用を行います。(投資信託に投資する投資信託になります。)また、様々な特徴を持った投資信託を購入することにより、効果的に資産配分を行います。

<ファンド・オブ・ファンズによる運用のしくみ>

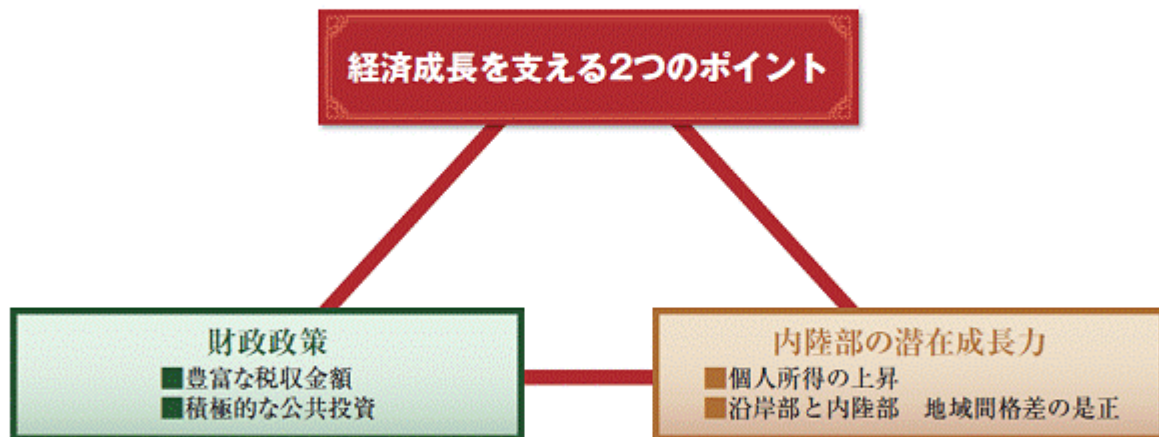




**(特色1) 中国経済について**

豊富な税収を背景に積極的な公共投資を行っており、2010年の中国財政収入は8兆3,080億元（約102兆円<sup>※1</sup>）でした。都市部固定資産投資も引き続き高い伸び率を示しています。一方、新興国ではインフレ懸念が高まっており、中国も基準金利（貸し出し期間1年の金利）を引き上げています。

※1 2010年12月30日時点の為替レートにて換算



中国は、持続的かつ世界最大規模の経済発展が見込まれており、高い水準の成長率を維持しています。2010年の実質GDPは前年比10%増<sup>※2</sup>となり、GDPランキング（名目）は日本を抜き第2位となりました。

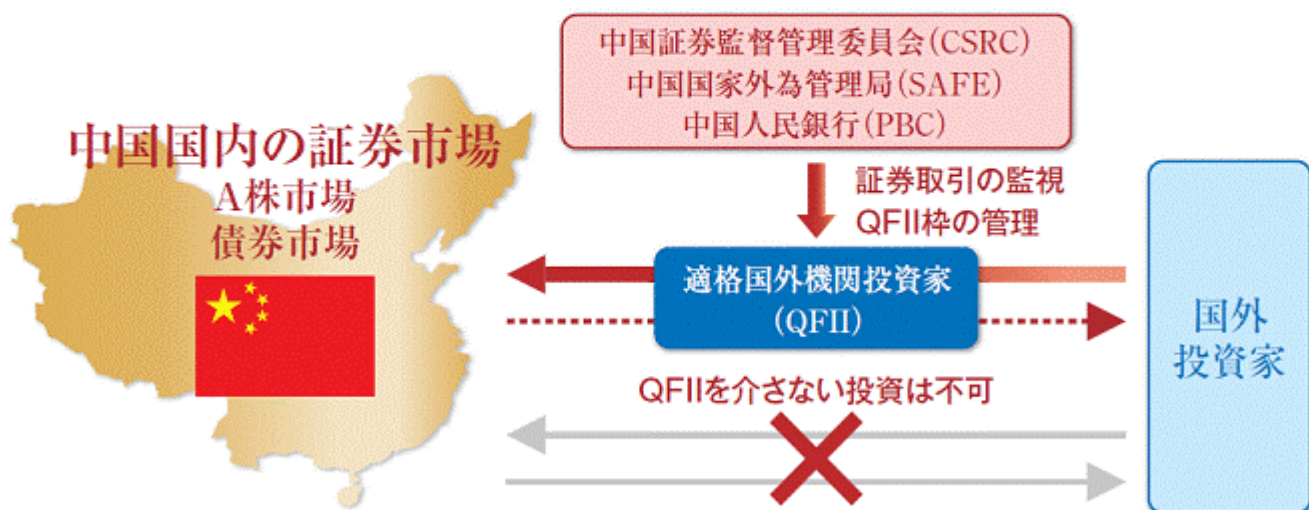
※2 出所：IMFワールド・エコノミック・アウトルック・データベース（2011年4月）のデータより

**(特色2) 中国A株とQFII（適格国外機関投資家）制度**

中国国外の投資家にとっての中国A株市場はQFII制度を通じてのみ投資可能な投資対象です。

**QFII制度とは？**

中国では経済発展とともに外資導入が議論され、適格国外機関投資家（QFII: Qualified Foreign Institutional Investors）による国内証券市場への投資を解禁する規定が2002年12月に施行されました。これにより外国人投資家はQFIIを通じて中国国内の証券市場へ投資できるようになりました。



また資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用を行えない場合があります。

## ファンドの基本的性格

当ファンドは、追加型投信 / 海外 / 株式に属するものです。

下記は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。当ファンドが該当する商品分類及び属性区分に網掛けで表示しております。

## &lt;商品分類表&gt;

単位型 / 追加型 ( 1 )	投資対象地域 ( 2 )	投資対象資産 ( 収益の源泉 ) ( 3 )
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合

- ( 1 ) 追加型投信とは、一度設定されたファンドであってもその後、追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- ( 2 ) 投資対象地域による区分で海外とは、目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ( 3 ) 投資対象資産による区分で株式とは、目論見書又は投資信託約款において、株式による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## &lt;属性区分表&gt;

投資対象資産 ( 4 )	決算頻度	投資対象地域 ( 5 )	投資形態 ( 6 )	為替ヘッジ
株式 一般 / 大型株 / 中小型株	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり
債券 一般 / 公債 / 社債 その他債券 クレジット属性	年2回 年4回 年6回 (隔月)	日本 北米 欧州	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
不動産投信 その他資産 (投資信託証券(株式・一般))	年12回 (毎月)	アジア オセアニア 中南米		
資産複合 資産配分固定型 / 資産配分変更型	日々 その他	アフリカ 中近東(中東) エマージング		

- ( 4 ) 投資対象資産による区分でその他資産とは、株式、債券、不動産投信(リート)以外の投資対象資産とし、当ファンドでは投資信託証券を通じて目論見書、投資信託約款において主に大型株、中小型株に投資する記載の無い全ての株式を主な投資対象資産とします。
- ( 5 ) 投資対象地域による区分でアジア、日本とは、目論見書又は投資信託約款において組入資産による投資収益がアジアまたは日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ( 6 ) 投資形態によるファンド・オブ・ファンズとは、社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

商品分類・属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会の下記のインターネットホームページをご参照下さい、<http://www.toushin.or.jp/>

## ( 2 ) 【ファンドの沿革】

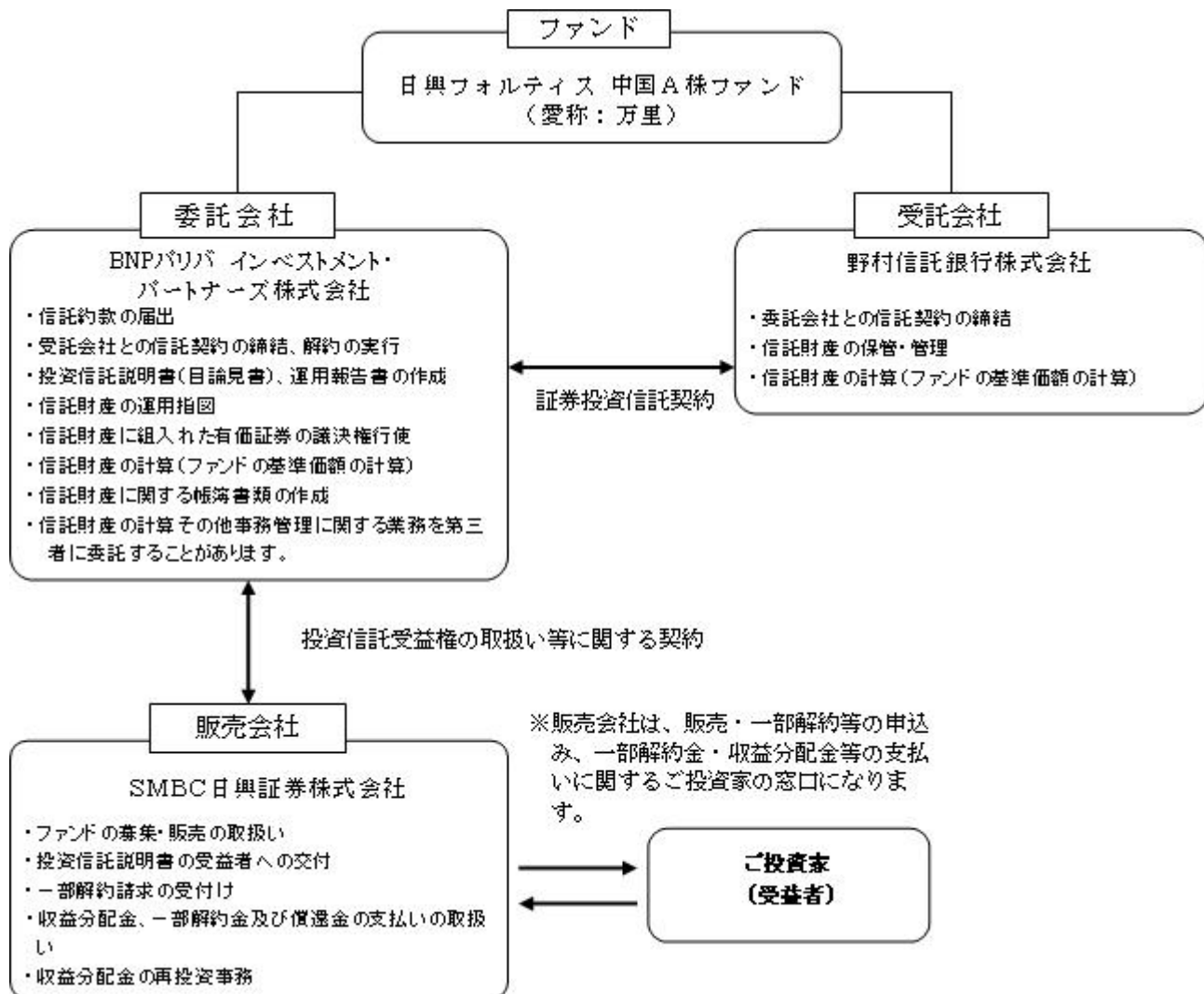
平成21年5月15日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出

平成21年6月19日 ファンドの信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

平成22年7月1日 当ファンドを委託会社とした証券投資信託委託業に係る業務をフォルティス・アセットマネジメント株式会社からビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社(承継後の新社名:BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社)に承継

## (3) 【ファンドの仕組み】

## A ファンドの関係法人



## ファンドの関係法人

名称	関係業務の内容
《委託会社》 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社	当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。
《受託会社》 野村信託銀行株式会社	当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部を委託することができます。
《販売会社》 S M B C 日興証券株式会社	当ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、一部解約請求の受け付け、収益分配金、一部解約金および償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資事務等を行います。

## 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

## &lt; 証券投資信託契約 &gt;

委託会社と受託会社の間で結ばれる契約で、運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。

## &lt; 投資信託受益権の取扱い等に関する契約 &gt;

委託会社と販売会社との間で結ばれる契約で、販売会社の募集・販売の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。



## B 委託会社等の概況（平成23年7月末現在）

資本金の額：4億5,000万円

沿革 平成10年11月9日 会社設立

平成10年11月30日 証券投資信託委託業の免許取得

平成11年2月26日 証券投資顧問業の登録

平成12年6月20日 投資一任契約業務の認可取得

平成12年8月1日 パリバ投資顧問株式会社の営業の全部を譲り受ける

平成12年8月1日 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社に社名変更

平成22年7月1日 フォルティス・アセットマネジメント株式会社と合併

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社として「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社」へ社名変更

## 大株主の状況

株主名	住所	所有株数	所有比率
BNP Paribas Investment Partners S.A. ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ	フランス共和国 パリ75009 ブルヴァーオスマン1	9,000株	100%

## BNPパリバグループの概要（平成23年7月末現在）

BNPパリバグループ（www.bnpparibas.com）は欧州を本拠とする世界有数の金融グループです。世界80を超える国と地域において200,000人以上の従業員を擁します。コーポレートバンキング・投資銀行業務、資産運用業務、ならびにリテール銀行業務という3つの主要業務分野を核に事業展開し、それぞれ業界のキープレイヤーとしての地位を占めています。ヨーロッパでは全業務を展開しており、なかでもフランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクはリテール銀行業務の母国市場と位置づけられます。欧州・地中海沿岸全域において総合的な金融業務を展開するとともに、米国においても広範な拠点網を有します。欧州で既に確固とした地位を確立しているコーポレートバンキング・投資銀行業務ならびに資産運用業務は、米国、アジアにおいても着実かつ急拡大を続けています。

日本国内においても800名を超えるスペシャリストが、証券・投資銀行業務、法人向け銀行業務、資産運用業務、生命保険・損害保険業務等、各法人において多岐にわたる業務を展開しています。

## BNPパリバ インベストメント・パートナーズ

BNPパリバ インベストメント・パートナーズはBNPパリバグループの資産運用部門として、世界の金融機関や個人投資家向けに様々な資産運用サービスを提供しています。平成22年4月1日、BNPパリバ インベストメント・パートナーズとフォルティス・インベストメンツは、経営統合いたしました。フォルティス・インベストメンツの運用実績と世界に広がる拠点網が、BNPパリバ インベストメント・パートナーズのフレキシブルなパートナーシップ・モデルとこれまで培われた運用戦略と融合し、相乗効果をもたらすものとなりました。約1,200人の各資産クラス向けのサービスに精通した運用担当者が、60の運用拠点によるネットワークを用いて、お客様とのパートナーシップを第一のコンセプトとした専門性の高いサービスを提供しています。

## 2 【投資方針】

## (1) 【投資方針】

## A 運用方針

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

## B 当ファンドの運用方針

## 運用対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

## 投資方針

主として、「BNP PARIBAS FLEXI Equity China A Selected」及び「フォルティス日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」の投資信託証券に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

原則として「BNP PARIBAS FLEXI Equity China A Selected」への投資比率を可能な限り高位に保ちます。

## （２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドの投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます以下同じ。）
  - イ．有価証券
  - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限ります。）
  - ハ．金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）
  - ニ．約束手形（イに掲げるものを除きます。）
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ．為替手形

投資対象とする有価証券及び金融商品の指図範囲等

委託会社は、信託金を主として「BNP PARIBAS FLEXI Equity China A Selected」「フォルティス日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」に投資を行うほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- 1．コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
- 2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 3．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 4．証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号に定めるものをいいます。）
- 5．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号に定めるものをいいます。）
- 6．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 7．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 8．外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、第4号の証券および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

## 「日興フォルティス 中国A株ファンド」主要投資対象の投資信託証券の概要

## 外国投資信託証券 BNP PARIBAS FLEXI Equity China A Selected

現地ファンド名	BNP PARIBAS FLEXI Equity China A Selected (BNPパリバ フレキシィー エクイティ チャイナ A セレクティッド)
形態 / 表示通貨	ルクセンブルク籍外国投資法人(特定投資ファンドSICAV-SIF) / 円建て
運用の基本方針	世界経済を牽引する役割を担う中国経済の発展に関連して成長が期待できる中国企業の人民元建て株式(中国A株)を実質的な投資対象とします。 中国のQFII(適格国外機関投資家)制度を活用し、中国国外投資家にとって希少性の高い中国A株に投資を行い、高水準の信託財産の成長を目標とします。
主な投資対象	中国企業の人民元建て株式(中国A株)
主な投資制限	有価証券の空売りは行いません。 純資産総額の10%を超えて借入れを行いません。(但し、合併等により一時的に10%を超える場合を除きます。) 投資主の保護に欠け、もしくは資産の適正な運用を害する取引は行いません。 ファンドによる有価証券の元引き受けもしくは引き受けは行いません。 デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
投資態度	独自のファンダメンタルズ分析に基づくボトムアップ手法により、将来の収益成長が見込まれる銘柄に投資を行います。 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
営業日	ルクセンブルクの銀行営業日 上海証券取引所もしくは深セン証券取引所の営業日
決算日	毎年12月末決算
信託報酬等	ファンドの純資産額に年1.5450%(税抜)を乗じて得た額とします。 上記にはファンドの運用報酬、管理費用等が含まれます。また、上記以外に、その他の費用・手数料として、組入有価証券等の売買委託手数料、ファンドに関する租税、監査の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を表示することができません。
申込・解約手数料	申込・解約手数料はありません。但し、ファンドの取締役会の決議により、信託財産留保額に相当する額を徴収する場合があります。
当ファンドでの組入れ割合	原則、95%~99%程度
管理事務代行会社	BNP Paribas Investment Partners Luxembourg S.A. (BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルク エス・エイ) ファンドの運用・事務管理等を行います。
投資顧問会社	BNP Paribas Investment Partners Asia Limited (BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・アジア・リミテッド) 投資顧問会社から運用の指図に関する権限の委託を受けてファンドの運用業務を行います。
副投資顧問会社	HFT Investment Management (HK) Limited (ハイフートン・インベストメント・マネジメント(ホンコン)リミテッド) 投資顧問会社から運用の指図に関する権限の委託を受けてファンドの運用業務を行います。平成23年9月30日より投資顧問会社から委託を受け運用業務を行います。
投資助言会社	HFT Investment Management Company Limited (ハイフートン・インベストメント・マネジメント カンパニー・リミテッド) ファンドの投資運用に対する助言を行います。
保管銀行兼副管理事務代行会社	BNP Paribas Securities Services, Luxembourg branch (BNPパリバ セキュリティーズ サービスズ ルクセンブルク支店) ファンドの資産の保管業務、管理事務代行会社からの委託を受けて、ファンドの会計、純資産価格の計算、その他の事務手続きを行います。

## 追加型証券投資信託 フォルティス日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）

運用会社	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
形態	契約型証券投資信託（内国）
商品分類	追加型投信 / 国内 / 債券
表示通貨	円建て
運用の基本方針	運用にあたっては、決算時の元本の安定性に最大限配慮しつつ、金利水準、想定されるポートフォリオのインカム収入等を基に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。なお、ベンチマークは特定していません。
主な投資対象	円建ての短期公社債
主な投資制限	外貨建資産への投資は行いません。 株式への投資は、信託財産の総額の10%以下とします。 デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。
信託期間	設定日（2008年4月24日）より無期限
営業日	日本の銀行営業日
決算日	毎年3月10日
信託報酬等	ファンドの純資産総額に年0.21%（税抜0.20%）を乗じて得た額とします。
その他手数料等	ファンドの組入有価証券等の売買にかかる手数料、先物・オプション取引に要する費用、その他の金融商品取引に要する費用等、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合の当該借入れの利息等ならびに当該各費用に係る消費税等相当額は間接的に信託財産より負担します。
分配方針	分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とし、分配金額は委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。尚、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行うことがあります。留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
申込・解約手数料	なし
当ファンドでの組入れ割合	原則、1%～5%程度

上記の内容は、平成23年6月末現在のものであり、今後変更になる場合があります。

資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

上記ファンドは、社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズの組入投資信託証券の要件を満たしております。

### （３）【運用体制】

#### 運用機構と概要

当社は、多様な運用スタイル、投資対象を有する商品を高い専門性を発揮して提供するため、「組織運用制」と「ファンドマネージャー制」を採用しています。

- ・パフォーマンス評価及び投資運用委員会（７名程度）

原則として月１回及び随時に開催し、運用パフォーマンスの評価、投資運用や運用ガイドライン遵守等の状況についての報告が行われます。また必要に応じて投資運用に関する対応を図ります。

- ・内部管理委員会（７名程度）

原則として月１回開催し、法令諸規則や社内規則の遵守状況に関連する事項のレビュー等を行い、業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実施に資する対応を図ります。

- ・法務・コンプライアンス及びリスク管理部門（５名程度）

取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視及び定期的な確認、法令及びコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

#### 意思決定プロセス

A 運用部門（５名程度）が、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

B 上記の分析結果をふまえ、運用の投資方針を策定します。

C ファンドマネージャーは、上記方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。

D ファンドの運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および投資行動のチェックは、パフォーマンス評価委員会及び投資運用委員会で行われます。これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

上記運用体制は、平成23年7月末現在であり、今後変更される場合があります。資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。



## &lt;ご参考&gt;

当ファンドの主要投資対象の外国投資信託証券「BNP PARIBAS FLEXI Equity China A Selected」を運用するBNPパリバ インベストメント・パートナーズの運用体制。

50名の運用プロフェッショナル。

うち、株式ファンドマネージャー16名、株式アナリスト16名。（平成23年6月末現在）

A株市場は市場の非効率性が高いため、現地での企業調査による付加価値の追求が有効。

## BNPパリバ フレキシィⅢ エクイティ チャイナ A セレクティッドの運用プロセス

投資助言を行うハイフートン・インベストメント・マネジメントは中国現地における確立された運用体制・プロセスに基づき銘柄選定を行います。



### 運用プロセス

株式の投資にあたっては、BNPパリバ インベストメント・パートナーズの上海拠点であるハイフートン・インベストメント・マネジメントの投資助言に基づき、ポートフォリオが構築されます。ハイフートン・インベストメント・マネジメントは中国現地における確立された運用体制・プロセスに基づき銘柄選定を行います。

### ポートフォリオ構築方針

ポートフォリオ構築にあたっては、中国市場に精通し、独自のファンダメンタルズ分析に基づくボトムアップ手法を有するハイフートン・インベストメント・マネジメントの投資助言を受けています。株式取引等はBNPパリバ インベストメント・パートナーズのコンプライアンス関連部署によってモニターされ、ポートフォリオの分析及びリスク管理等のサポートは同リスク管理関連部署が行います。

### 運用哲学

ハイフートン・インベストメント・マネジメントの株式運用においては、市場は長期的には効率性が高いものの、短期的には非効率であり、株価にミスプライシングが存在するという共通の考え方を有しています。その効率的な市場において株価が本源的価値（フェアバリュー）に収斂していくか、乖離していくかはそれぞれの株価を形成している環境・条件によって決まるという信念を持って運用を行っております。

上記の内容は、平成23年6月末現在のものであり、今後変更になる場合があります。

資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### （４）【分配方針】

信託財産から生じる利益（以下、収益といいます。）は、原則として決算日ごとに以下の方針に基づき分配されます。

##### A 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が運用実績、基準価額水準等を勘案して決定します。但し、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。



上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよび、その金額について示唆、保証するものではありません。

##### B 収益分配の計理

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費および信託報酬を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費および信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額の売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

##### C 収益分配金の交付

毎計算期間の終了日後、1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）までに収益分配金のお支払を開始します。支払いは、委託会社の指定する販売会社の営業所等において行います。受益者が、支払開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（注）分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払を開始します。分配金を再投資されるコースでのお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

**(5) 【投資制限】**

当ファンドは、以下による投資制限があります。

**< 信託約款による主な投資制限 >**

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産（外貨建資産を組入れ可能な投資信託証券を除きます。）への投資は行いません。

株式への直接投資は行いません。

**< 先物取引等の運用指図・目的・範囲 >**

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

委託会社は、信託財産に属する資産の効果的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所等における金利に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所等におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

**< スワップ取引の運用指図、目的及び範囲 >**

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。但し、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

**< 金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図、目的及び範囲 >**

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。但し、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

上記の「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

**< 有価証券の貸付の指図および範囲 >**

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えない範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

上記 項に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

**< 公社債の借入れ >**

委託会社は、信託財産の効果的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

上記 項の借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。

#### < 資金の借入れ >

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### < 法令による投資制限 >

当ファンドに適用される投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）等関連法令上により、後記に掲げる取引は、制限されます。

デリバティブ取引にかかる制限（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条、同法施行規則第20条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

## 3【投資リスク】

## A 投資リスク

当ファンドは、主に投資信託証券に投資を行い、主要投資対象とする外国投資信託証券は、主に株式など値動きのある証券（外貨建証券は為替変動リスクもあります。）を実質投資対象としているため、基準価額は変動します。特に投資する新興国の株式は、先進国に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。したがって、**投資者の皆様のお元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失が生じることがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。尚、投資信託は預貯金と異なります。**

主なリスクは以下の通りです。

株価変動リスク	一般的に株式の価格は、国内外の政治、経済、社会情勢、株式等の発行企業の経営状況等、株式市場の需給の変化により、下落することがあります。また、当ファンドが実質的に投資する中国の株式市場は、日本や欧米その他OECD加盟国の株式市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。
為替変動リスク	ファンドの主要投資対象とする外国投資信託証券では中国A株を実質的に保有することから、当該中国人民元の通貨と円との為替相場変動の影響を受け、損失が生じることがあります。当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドは、実質組入対象の外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。
信用リスク	ファンドが実質投資している有価証券等に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券等の価値が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクが高いものになると想定されます。
カントリーリスク	中国の経済状況は、日本や欧米その他OECD加盟国に比較して脆弱である可能性があります。インフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが株式市場や為替市場に及ぼす影響は、相対的に大きいものになることが予想されます。将来、政治・経済・社会情勢、政府政策の変化、海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入される可能性があり、その結果、株式市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性が想定されます。また、情報の開示などの基準が先進諸国とは異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない場合があります。
金利変動リスク	一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。当ファンドは主要投資対象の外国投資信託証券の他、国内建ての投資信託証券を通じて短期国債に実質投資しますので、金利の変動により、当ファンドの基準価額は変動します。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## &lt; その他の留意事項 &gt;

換金に適用される基準価額に関わる留意点

当ファンドの換金は、毎月1日から換金申込締切日（原則毎月10日とし、販売会社の休業日、ルクセンブルクの銀行休業日、上海証券取引所もしくは深セン証券取引所の休業日の場合は翌営業日とします。）までの換金のお申込みを受付けた分に対して、月1回の特定日（原則換金申込締切日の翌営業日）の翌営業日の基準価額で換金金額が決定されます。換金のお申込日から特定日の翌営業日まで一定の期間を要するため、お申込日の基準価額と換金に適用される基準価額が大きく異なる場合があります。換金のお申込受付期間を過ぎた換金申込の取り消しは、原則としてできません。

解約申込みに伴うファンドの資金流出に伴った基準価額変動のリスク

解約資金を手当てするために、保有有価証券等を売却した場合に取引執行コスト等がかかり、ファンドの基準価額の下落の要因が発生します。また売却の際の市場動向や取引量の状況等によっては基準価額が大きく変動する可能性があります。

システムリスク・市場リスクなどに関する留意点

証券市場は、国際的な経済事情の急変または予測が不可能な天災地変、経済事情の変化、テロ行為等、コ



ンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により市場の閉鎖や急激な市況変動が起ることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。

また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

#### < 日興フォルティス 中国A株ファンドに関する留意点 >

中国では平成23年6月末現在、内外資本取引に係る規制を実施しております。中国A株への外国人による投資については、適格国外機関投資家（QFII）制度に基づき、一定の適格要件を満たし、中国の国内証券市場への投資については、中国証券監督管理委員会（CSRC）の認定を受けた運用会社、保険会社、証券会社、商業銀行等の機関投資家が国家外貨管理局（SAFE）で認められた投資限度額の範囲内においてのみ投資が可能となっております。日興フォルティス 中国A株ファンドでは主要投資対象である「BNPパリバ フレキシィー エクイティ チャイナ A セレクティッド」の管理事務代行会社である「BNP Paribas Investment Partners Luxembourg S.A.（BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルク エス・エイ）」が同社の利害関係人等（当該管理事務代行会社の総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該管理事務代行会社と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいいます。）であり、平成16年10月11日付でQFIIとしてCSRCより認可を受けたFortis Banque S.A. / N.V.（フォルティス銀行ベルギー）に認められている投資限度額の範囲内で、中国A株に投資を行います。（投資顧問会社である「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・アジア・リミテッド」が行う投資を含みます。）

中国証券制度上の制約等から、当ファンドの主要投資対象である「BNPパリバ フレキシィー エクイティ チャイナ A セレクティッド」（以下、「当該外国投資信託証券」といいます。）に対する換金に伴う支払い資金に不足が生ずる事態が予想される場合等には、委託会社の判断で、ファンドの換金のお申込みの受付を中止すること及び既に受付した換金のお申込みの受付を取消することがあります。また、当該外国投資信託証券の外国投資法人の取締役会は、当該外国投資信託証券の買付けのお申込みを拒絶する権利を有します。さらに、当該外国投資法人の取締役会は、一定の事由により、当該外国投資信託証券の発行（設定）及び払戻し（解約）を一時的に中断する権限及び、純資産価格の計算を一時的に中断する権利を有します。当該外国投資法人がこれらの権利を行使する場合には、委託会社の判断でファンドの購入、換金のお申込みの各受付を中止すること、及び既に受付した購入、換金のお申込みの各受付を取消す場合があります。

ファンドは、取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少、当ファンドが実質的に一部投資を行う中国A株が規制を受けているQFII制度上の回金制約等）等により、委託会社の判断でファンドの購入、換金のお申込みの各受付を中止すること、及び既に受付した購入、換金のお申込みを取消す場合があります。

主要投資対象である当該外国投資信託証券（当該外国投資法人）が存続しないこととなる場合、当該外国投資信託証券が償還になる場合があります。当該外国投資信託証券の償還により、当ファンドは償還する場合があります。

#### < 中国A株のリスク及び留意事項について >

##### < 税制リスク >

当ファンドが主要投資対象とする当該外国投資信託証券への投資に際しては、中国政府による非居住者に適用される税制政策に起因するリスクを伴います。中国国内において恒久的施設を有さない適格国外機関投資家（QFII）により得られたキャピタルゲインに対する課税は現在実施されておられません。しかしながら、中国政府による税制等の変更による遡及的効果を伴ったキャピタルゲインに対する課税の可能性を考慮し、当該外国投資信託証券において保有有価証券を譲渡することにより得られたキャピタルゲインの10%を税金相当額として引き当てております。尚、関連する税制リスクについては継続的に調査し、今後必要となる引当等については適宜実施されることとなります。

株式配当金、利息収入及びその他の収入に関しては、現行の適用税率に基づき源泉徴収が実施されており、当該外国投資信託証券の資産価格の算出に際しての引当の実施は行っておりません（上記は平成23年6月の当該外国投資信託証券の目論見書の情報に基づくものです）。

##### < 関係法令に係るリスク >

中国の関係法令は近年制定されたものが多く、その解釈が必ずしも安定していません。

証券市場を取り巻く制度および制約

- ・中国の証券市場及び証券投資に関する枠組み（決済システムなど市場インフラを含みます。）には、様々な制限及び制約があります。これらの制限及び制約は、大部分が中国証券監督管理委員会

（CSRC）及び国家外貨管理局（SAFE）の裁量によって行われます。

- ・中国の証券市場に対して種々の規制の緊急導入や、あるいは政策の変更などによる新たな規制が設けられた場合には、投資対象市場が著しい悪影響を被る可能性があります。

#### < 回金遅延リスク >

国家外貨管理局（SAFE）の裁量による、中国の外貨収支残高状況等を理由とした政策の変更等により、海外からの投資規制や海外への送金規制など、円と中国人民元との交換が停止となる場合があり、予定している信託財産の回金が行えない可能性があります。すなわち、有価証券の売却や売却代金の回金の遅延等に伴い、ファンドにおいて換金代金等の支払いが遅延することがあります。

上記は中国株への投資による全てのリスク要因を網羅したのではなく、これら以外のリスクも存在します。

#### ■QFII(適格国外機関投資家)：Qualified Foreign Institutional Investors

##### <QFII制度について>

QFII制度は、一定の条件を満たし、CSRC（China Securities Regulatory Commission：中国証券監督管理委員会）の許可を受けた海外の金融機関について、従来は認められていなかった中国証券市場への投資を認める制度で、2002年12月に施行されました。

※中国A株市場は、中国国外投資家はQFII制度を通じてのみ投資可能であるため希少な投資対象です。

#### ■CSRC(中国証券監督管理委員会)：China Securities Regulatory Commission

#### ■SAFE(国家外貨管理局)：State Administration of Foreign Exchange

#### < 投資信託についての一般的な留意事項 >

市場の急変時等には、信託約款の「投資方針」に従った運用ができない場合があります。

ファンドの分配金は、信託約款の「分配方針」にもとづいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

投資信託は預金または金融債ではありません。

投資信託は保険契約ではありません。

投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。

投資信託は元本および利息を保証する商品ではありません。

投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。（販売会社は販売の窓口になります。）

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のご投資家様が負うこととなります。

#### < 法令、税法、会計基準等の変更可能性に係る留意点 >

当ファンドに関連する法令、税法、会計基準等は今後変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合もあります。

#### B 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドが適切に運用されているかどうかを運用部門においてモニタリングを行います。業務部門は日々のトレード、約定、決済など、事務面での監視を実施します。一方、法務・コンプライアンス部門及びインベストメント・リスク管理部門では法令・諸規則、及び運用ガイドライン、信託約款などの遵守についてのモニタリングを実施します。更に、パフォーマンス評価及び投資運用委員会、内部管理委員会により定期的チェックを行い、投資リスクの管理体制を強化しています。

#### パフォーマンス評価及び投資運用委員会

構成メンバー	CEO、運用各部門の代表者、業務部門の代表者、インベストメント・リスク管理部門の代表者、マーケティング部門の各代表者、監査役
所管業務	運用ファンドに対する運用成績の評価と問題点の把握、市場リスク、信用リスク、流動性リスクの検証
権限 / 責任範囲	運用成績改善要請、所管部門に対する問題点の是正勧告

#### 内部管理委員会

構成メンバー	法務・コンプライアンス部門の代表者、CEO、インベストメント・リスク管理部門の代表者、運用部門の代表者、業務部門の代表者、監査役
--------	--

所管業務	コンプライアンス・システム及び内部管理の実行・改善
権限 / 責任範囲	上記所管業務に関する問題点の討議及び所管部門に対する調整

上記のファンドの投資リスクに対する管理体制の内容は平成23年7月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に**3.675%（税抜3.5%）**を上限に販売会社が定めた料率を乗じて得た額とします。お申込手数料に係る消費税および地方消費税がかかります。

販売会社の申込手数料率に変更になった場合には上限の率も変更になる場合があります。

分配金を再投資されるコースで収益分配金を再投資する場合は無手数料となります。

##### (2)【換金（解約）手数料】

解約手数料

解約手数料はありません。

信託財産留保額

特定日の翌営業日の基準価額に**0.3%**を乗じて得た額とします。

##### (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの純資産総額に対して**年0.9240%（税抜き0.8800%）**の率を乗じて得た金額とします。信託約款第31条に規定する計算期間を通じて毎日計算して費用として計上されます。

信託報酬及び信託報酬に対する消費税等は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末、信託終了時のときにファンドからご負担いただきます。信託報酬の配分は以下の通りです。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.0525%（税抜0.050%）	年0.84%（税抜0.80%）	年0.0315%（税抜0.03%）

また当ファンドの主要投資対象である投資信託証券に関しても管理運用報酬等を実費として間接的に負担します。（平成23年6月末現在）

主要投資対象の投資信託証券	管理運用報酬等
BNP PARIBAS FLEXI Equity China A Selected フォルティス日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	年率1.5450%（税抜） 年率0.21%（税抜0.20%）

<実質的にご負担いただく信託報酬率（概算）>

上記信託報酬に当ファンドの主要投資対象である投資信託証券に係る管理運用報酬を加えた概算値は**年率2.4690%程度（税込）**です。（平成23年6月末現在）

## (4) 【その他の手数料等】

当ファンドは以下の手数料が発生します。以下のその他の費用はファンドを通じて間接的にご投資家の負担とし、ファンドから支弁することができます。

信託事務の諸費用	ファンドに関する租税 ファンドの財務諸表の監査に要する費用 有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の作成、印刷費用、信託事務の処理に要する諸費用
売買・保管等に要する費用	ファンドの組入有価証券等の売買に係る売買手数料等 先物・オプション取引に要する費用 その他の金融商品取引に要する費用
資金の借入れ	ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息等
その他	受託会社の立て替えた立替金の利息 当該各費用に係る消費税相当額

上記の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のときに、ファンド中から支弁されます。

上記の信託事務の諸費用をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際または予想される金額を上限として、ファンドよりご負担いただきます。但し、委託会社はファンドの規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直して、これを変更することができます。

その他の費用については、定時に見直されるものや売買条件等により異なるものがある為、当該費用および合計額（上限額等を含む）及び具体的な金額を表示することが出来ません。

上記ファンドでご負担いただく各当該費用に係る信託報酬、その他の費用の合計額、上限額、計算方法等は、保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時、請求時に初めて具体的な金額を認識する場合があるため、予め具体的な金額等を記載することはできません。

## (5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含む）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることもあります。

## A 個別元本方式について

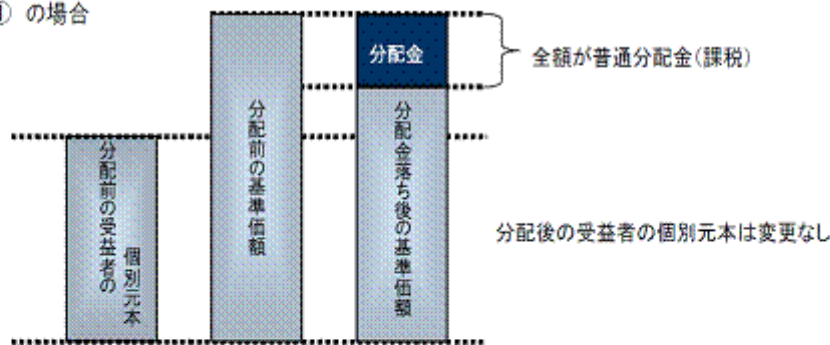
追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（お申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。但し、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の「収益分配金の課税について」をご参照下さい。）

## B 収益分配金の課税について

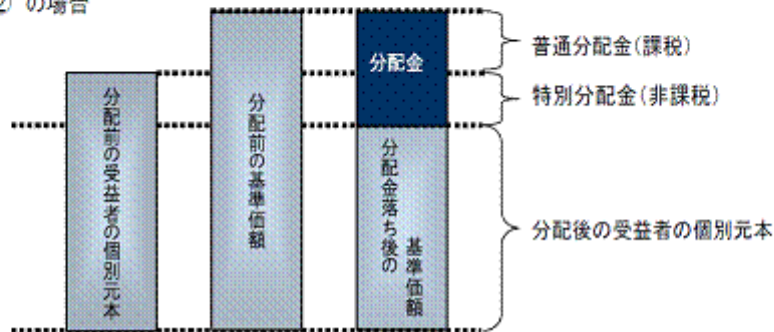
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## &lt;分配金に関するイメージ図&gt;

## ① の場合



## ② の場合



## C 個人、法人別の課税の取扱いについて

## &lt;個人の受益者に対する課税&gt;（平成23年7月末現在）

	平成25年12月31日まで	平成26年1月1日以降
収益分配金の課税	収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。	収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。
解約時および償還時の課税	譲渡益（解約価額および償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。	譲渡益（解約価額および償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には確定申告不要となります。

## &lt;損益通算について&gt;

解約時および償還時の損益については、確定申告により上場株式等との譲渡損益および申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能となります。

## &lt;法人の受益者に対する課税&gt;（平成23年7月末現在）

	平成25年12月31日まで	平成26年1月1日以降
収益分配金 解約時および償還時	収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。	収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収されます。

## &lt;益金不算入制度について&gt;



当ファンドは、配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。  
課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

平成23年7月末日現在

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	ルクセンブルク	33,331,925,700	98.75
投資信託受益証券	日本	69,909,290	0.21
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		352,085,011	1.04
合計(純資産総額)		33,753,920,001	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(注2) 投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## A 評価額上位銘柄

平成23年7月末日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量(口)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
ルクセンブルク	投資証券	BNP PARIBAS FLEXI Equity China A Selected	3,818,090	8,486 32,400,311,740	8,730 33,331,925,700	98.75
日本	投資信託受益証券	フォルティス日本短期債券 ファンド(適格機関投資 家限定)	69,776,715	1.0020 69,916,268	1.0019 69,909,290	0.21

## B 種類別の投資比率

平成23年7月末日現在

種類	国内/外国	投資比率(%)
投資証券	外国	98.75
投資信託受益証券	国内	0.21

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成22年7月末日から平成23年7月末日における各月末日ならびに各計算期間末日の純資産の推移は以下のとおりです。

年 月 日		純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期	（平成22年6月10日）	61,696	61,696	8,808	8,808
第2期	（平成23年6月10日）	35,406	35,406	8,335	8,335
	平成22年7月末日	59,852	-	8,756	-
	平成22年8月末日	58,896	-	8,747	-
	平成22年9月末日	54,052	-	8,821	-
	平成22年10月末日	56,756	-	9,525	-
	平成22年11月末日	55,280	-	9,849	-
	平成22年12月末日	48,304	-	9,176	-
	平成23年1月末日	46,010	-	8,920	-
	平成23年2月末日	46,224	-	9,319	-
	平成23年3月末日	43,465	-	9,350	-
	平成23年4月末日	40,007	-	9,101	-
	平成23年5月末日	35,274	-	8,312	-
	平成23年6月末日	35,559	-	8,685	-
	平成23年7月末日	33,753	-	8,564	-

（注）上記の基準価額は、1万口当たりの純資産額です。

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期末	-
第2期計算期末	-

## 【収益率の推移】

	収益率（%）
第1期 （平成22年6月10日）	11.9
第2期 （平成23年6月10日）	5.4

（注）各計算期間の収益率とは、計算期間末日の分配付基準価額から前期末日分配落基準価額を控除した額を前期末日分配落基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

## (4) 【設定及び解約の実績】

当ファンドの設定日（平成21年6月19日）から第2期末（平成23年6月10日）までの販売及び一部解約の実績は次の通りです。

	設定口数	解約口数
第1期	90,241,271,064	20,192,174,554
第2期	3,336,022,621	30,905,038,774

&lt; 参考情報 &gt;

## 運用実績

2011年7月29日現在

## 基準価額・純資産の推移



## 分配の推移 (1万口当たり)

2010年6月	0円
2011年6月	0円
設定来累計	0円

(注1) 基準価額は信託報酬（純資産総額に対して年率0.9240%（税込）控除後の1万口当たりの値です。

(注2) 当ファンドは、ベンチマークを特定しておりません。

## 主要な資産の状況

## ■資産配分比率

組入配分		純資産比
ファンド		
BNPパリバ フレキシシーⅢ エクイティ チャイナ A セレクティッド		98.75%
フォルティス日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）		0.21%
現金その他		1.04%
合計		100.00%

## ■組入上位10銘柄（組入銘柄数：45銘柄）

銘柄	市場	業種	純資産比
国電南端科技	上海	資本財・サービス	4.72%
中国平安保険(集団)	上海	金融	4.63%
安徽海螺水泥	上海	素材	4.51%
康美薬業	上海	ヘルスケア	3.59%
福耀玻璃	上海	一般消費財・サービス	3.36%
招商银行	上海	金融	3.05%
中国農業銀行	上海	金融	2.94%
保利房地產集団	上海	金融	2.80%
内蒙古伊利実業集団	上海	生活必需品	2.71%
中国石油化工	上海	エネルギー	2.68%

## ■市場配分比率

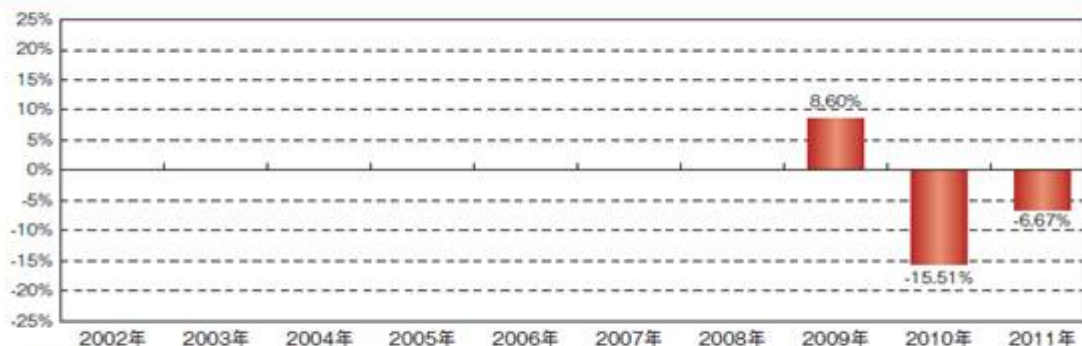
資産配分			純資産比
市場			
株式	上海A株		69.40%
	深センA株		27.66%
その他の資産			2.94%
合計			100.00%

## ■業種配分比率

業種配分		純資産比
業種		
金融		23.64%
資本財・サービス		19.02%
素材		17.93%
一般消費財・サービス		10.66%
エネルギー		10.29%
生活必需品		7.74%
ヘルスケア		5.96%
情報技術		1.84%
その他の資産		2.94%
合計		100.00%

※上記の各比率及び組入銘柄の内容は、「BNPパリバ フレキシシーⅢ エクイティ チャイナ A セレクティッド」が保有する配分比率を反映した日興フォルティス中国A株ファンド（愛称：万里）の実質の組入れ比率です。

## 年間収益率の推移（暦年ベース）



※年間収益率の推移は、基準価額を使用して算出しております。

※2009年はファンドの設定日（2009年6月19日）を10,000とし年末までのもの、2011年は年初から7月29日までの収益率を示しています。

ファンドの運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。  
最新の運用実績は表紙に記載の委託会社のホームページでご確認いただけます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### A 取得お申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、お申込みを行うものとします。

取得申込者は、お申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

分配金を再投資されるコースの場合には、お申込みの際に販売会社との間で「収益分配金再投資契約規定」（収益分配金の再投資を目的とする販売会社と取得申込者との契約約款で異なる名称のものを含みます。）に基づく契約を締結していただきます。

\* ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### B お申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に**3.675%（税抜3.5%）**を上限に販売会社が定めた料率を乗じて得た額とします。お申込手数料に係る消費税および地方消費税がかかります。

販売会社の申込手数料率が変わった場合には上限の率も変更になる場合があります。

分配金を再投資されるコースで収益分配金を再投資する場合は無手数料となります。

#### C お申込受け

原則毎営業日行います。但し、取得申込日が販売会社の休業日、ルクセンブルクの銀行休業日、上海証券取引所もしくは深セン証券取引所の休業日（以下「海外市場休業日」といいます。）の場合には翌営業日の取得申込みのお申込みとして取扱います。詳細は販売会社へお問い合わせください。

#### D お申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。

#### E お申込単位

販売会社が定める単位とします。

詳細は販売会社へお問い合わせください。

分配金を再投資されるコースで収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

#### 《委託会社へのお問い合わせ先》

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

電話番号：0120-996-222

受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時

ホームページ：<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

#### F その他

取引所等における取引の停止、当ファンドの投資対象である別に定める投資信託証券の解約または換金の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）、による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等または中国当局の規制等）があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止すること及びすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。また委託者は投資対象国の株式市場等の流動性を勘案し、取得申込みの受け付けを制限することができます。

### 2【換金（解約）手続等】

当ファンドの換金（解約）手続等は以下になります。

委託会社は、ご換金（解約）の実行の請求を受け付けた場合には、ファンドの一部を解約します。なお、ご換金（解約）の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る当ファンドの一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

#### A 解約単位

1万円以上1円単位または1口単位です。



**B 解約請求の受付け**

原則毎月1回の特定日に一部解約を行うことができます。一部解約請求の受付けは、原則として、毎月1日から換金申込締切日（原則毎月10日とし、販売会社の休業日、海外市場休業日の場合は翌営業日とします。）までにご換金のお申込みを受付けた分に対して、換金申込締切日の翌営業日を当該月の特定日（販売会社の休業日、海外市場休業日の場合は翌営業日とします。）として行われます。買取によるご換金につきましては販売会社へお問い合わせください。

**C 解約価額**

特定日の翌営業日の基準価額より信託財産留保額を控除した価額とします。

**D 解約手数料**

当ファンドの解約手数料はありません。

**E 信託財産留保額**

特定日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じて得た額とします。

**F 換金の支払開始日**

原則として特定日から起算して7営業日目からお申込みの販売会社でお支払い致します。

**G その他**

取引所等における取引の停止、当ファンドの主要投資対象である別に定める投資信託証券の解約または換金の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）、による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等または中国当局の規制等）があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。

一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。但し、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記Cの規定に準じて算出した価額とします。また上記の場合により有価証券の売却（この投資信託の主要投資対象の投資信託証券の解約または換金を含みます。）や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

**3【資産管理等の概要】****(1)【資産の評価】****A 基準価額の算出方法**

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び信託約款第22条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

株式、上場投資信託：原則として、基準価額計算日<sup>1</sup>の金融商品取引所の終値で評価します。

公社債等：原則として、基準価額計算日<sup>1</sup>における以下のいずれかの価額で評価します<sup>2</sup>。

日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）

第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額

価格情報会社の提供する価額

外国投資信託証券：原則、基準価額計算日の前日（前日が外国ファンドの営業日でない場合はとりうる直近）の純資産価格で評価します。

1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

**B 基準価額の算出頻度と照会方法**

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び委託会社が指定する販売会社で入手できます。基準価額は、販売会社または委託会社にお問合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞にも掲載されます。（掲載名「万里」）

**《委託会社へのお問合わせ先》**

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

電話番号：0120-996-222

受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時

ホームページ：<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

## (2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

## (3) 【信託期間】

信託期間は設定日（平成21年6月19日）から平成31年5月30日までです。但し、(5) その他( ) ファンドの償還条件に該当した場合等には、信託期間の途中で信託を終了させることがあります。

但し、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるとき、金融商品取引所等における取引の停止、当ファンドの主要投資対象である別に定める投資信託証券の解約または換金の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）、による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等または中国当局の規制等がある場合は、受託会社と協議のうえ、信託約款第46条の規定にしたがい、信託期間を延長する場合があります。委託会社は、信託約款第4条の規定による信託期間満了日に信託を終了できない真にやむを得ない事情が生じたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を6ヵ月延長します。この場合において延長後の信託期間終了日においても当該事由が解消しない場合も同様とします。

## (4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年6月11日から翌年6月10日までとすることを原則とします。但し、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。第1計算期間は信託契約締結日から平成22年6月10日までとし、最終計算期間の終了日は信託約款第4条に規定する当ファンドの信託期間の終了日とします。

## (5) 【その他】

## ( ) ファンドの償還条件

- A 信託期間中に下記の ~ に該当した場合は、受託会社と合意のうえ信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

当ファンドを解約することが受益者のため有利であると認められた場合

信託契約の一部を解約することにより受益権の残存口数が当初設定口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合

その他やむを得ない事情が発生した場合

上記の場合において委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、上記の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドに係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

上記 項の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記 項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

上記 項から 項までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドに係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- B 委託会社は、監督官庁より当ファンドの解約または信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させ、または信託約款を変更します。委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドを変更しようとするときは、後記( ) 信託約款の変更等にしたがいます。

- C 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドを解約し、信託を終了させます。前記の規定にかかわらず、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、信託約款第46条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

- D 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は信託約款第46条の規定に従い新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。
- E 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドに関する事業を譲渡することがあります。委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドに関する事業を承継させることがあります。

( ) 償還金について

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。受益者が、支払開始日から10年間その支払いの請求をしないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

( ) 信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、2,500億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

( ) 信託約款の変更等

- A 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は信託約款第46条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- B 委託会社は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- C 前項の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- D Bの書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- E 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- F BからEまでの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- G 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

( ) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

( ) 信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

( ) 反対者の買取請求権

信託約款第41条に規定する信託契約の解約または信託約款第46条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、信託約款第41条第2項または第46条第2項に規定する書面に付記します。

( ) 運用報告書

委託会社は、決算時および償還時に、運用経過等を記載した運用報告書を作成し、かつ販売会社を經由して知られたる受益者に交付します。なお、当該運用報告書は委託会社等のホームページにおいても受益者その他一般投資家に対して開示されることがあります。

( ) 関係法人との契約更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。但し双方から契約満了日の3か月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

##### A 分配金、償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。また、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(注) ファンドの分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として、）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

##### B 受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。

##### C 受益権均等分割

受益者は、所有する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

##### D 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

##### E 当初の受益者

ファンドの信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

##### F 委託会社の免責

上記の収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、委託会社は販売会社に対する支払いをもって免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後、販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの第1期計算期間は、信託約款第31条により、平成21年6月19日から平成22年6月10日までとなっております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成21年6月19日から平成22年6月10日まで）及び、第2期計算期間（平成22年6月11日から平成23年6月10日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【日興フォルティス 中国A株ファンド】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (平成22年6月10日現在)	第2期 (平成23年6月10日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	371,323	-
コール・ローン	928,000,000	347,806,213
投資信託受益証券	69,979,067	69,916,268
投資証券	61,020,097,504	35,196,355,394
未収利息	1,271	476
流動資産合計	62,018,449,165	35,614,078,351
資産合計	62,018,449,165	35,614,078,351
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬	10,606,249	7,002,671
未払委託者報酬	300,510,392	198,408,899
その他未払費用	11,092,805	1,943,147
流動負債合計	322,209,446	207,354,717
負債合計	322,209,446	207,354,717
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1, 2 70,049,096,510	1, 2 42,480,080,357
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	3 8,352,856,791	3 7,073,356,723
(分配準備積立金)	-	-
元本等合計	61,696,239,719	35,406,723,634
純資産合計	61,696,239,719	35,406,723,634
負債純資産合計	62,018,449,165	35,614,078,351



## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 1 期	第 2 期
	自 平成21年 6 月19日 至 平成22年 6 月10日	自 平成22年 6 月11日 至 平成23年 6 月10日
<b>営業収益</b>		
受取利息	749,177	459,775
有価証券売買等損益	9,479,834,577	76,148,688
営業収益合計	9,479,085,400	76,608,463
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	22,055,384	15,978,955
委託者報酬	624,902,432	452,736,913
その他費用	11,092,805	1,943,147
営業費用合計	658,050,621	470,659,015
営業利益又は営業損失（ ）	10,137,136,021	394,050,552
経常利益又は経常損失（ ）	10,137,136,021	394,050,552
当期純利益又は当期純損失（ ）	10,137,136,021	394,050,552
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	302,291,494	1,625,020,008
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	8,352,856,791
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,748,310,498	3,695,835,263
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	3,695,835,263
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,748,310,498	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	661,739,774	397,264,635
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	661,739,774	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	397,264,635
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	8,352,856,791	7,073,356,723

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第1期	第2期
	自 平成21年6月19日 至 平成22年6月10日	自 平成22年6月11日 至 平成23年6月10日
有価証券の評価基準及び 評価方法	<p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>	<p>投資証券 同左</p> <p>投資信託受益証券 同左</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期	第2期
	(平成22年6月10日現在)	(平成23年6月10日現在)
1 期首元本額	49,770,047,168 円	70,049,096,510 円
期中追加設定元本額	40,471,223,896 円	3,336,022,621 円
期中解約元本額	20,192,174,554 円	30,905,038,774 円
2 計算期間末日における受益権の総数	70,049,096,510 口	42,480,080,357 口
3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は8,352,856,791円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は7,073,356,723円です。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期	第2期
自 平成21年6月19日 至 平成22年6月10日	自 平成22年6月11日 至 平成23年6月10日
<p>1 分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(0円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は0円(1万口当たり0.00円)であり、分配を行っておりません。</p>	<p>1 分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,909円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は1,909円(1万口当たり0.00円)であり、分配を行っておりません。</p>

## (金融商品に関する注記)

## ．金融商品の状況に関する事項

	第1期 自 平成21年6月19日 至 平成22年6月10日	第2期 自 平成22年6月11日 至 平成23年6月10日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。	同左
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券（投資証券、投資信託受益証券）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、カントリーリスク、金利変動リスク、税制リスク、関係法令に係るリスクを有しております。	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、金融商品に係るリスク全般について、運用調査部門から独立した複数の部署及び会議体において組織的に管理を行っております。上記のリスクについては、パフォーマンス評価委員会により定期的に検証を行い、その結果に基づき関連所轄部門に対する問題点の是正勧告を行っております。事務リスクについてはリスク管理委員会により定期的に検証を行っております。また、日常的モニタリングとして、業務部門による日々のトレード、約定、決済におけるモニタリング及びコンプライアンス部門による法令・諸規則、及び運用ガイドライン、信託約款などの遵守についてのモニタリングを実施しております。	委託会社では、金融商品に係るリスク全般について、運用調査部門から独立した複数の部署及び会議体において組織的に管理を行っております。上記のリスクについては、パフォーマンス評価及び投資運用委員会により定期的に検証を行い、その結果に基づき関連所轄部門に対する問題点の是正勧告を行っております。事務リスクについては内部管理委員会により定期的に検証を行っております。また、日常的モニタリングとして、業務部門による日々のトレード、約定、決済におけるモニタリング及びコンプライアンス部門による法令・諸規則、及び運用ガイドライン、信託約款などの遵守についてのモニタリングを実施しております。
4．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件などによった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

	第1期 (平成22年6月10日現在)	第2期 (平成23年6月10日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませ	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載してあります。	同左
	(2) デリバティブ取引	同左
	(3) 上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

## (有価証券関係に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	第1期 (平成22年6月10日現在)	第2期 (平成23年6月10日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	9,983,040,409 円	1,692,212,232 円
投資信託受益証券	20,933 円	62,799 円
合計	9,983,061,342 円	1,692,275,031 円

## (デリバティブ取引等関係に関する注記)

第1期(平成22年6月10日現在)

該当事項はありません。

第2期(平成23年6月10日現在)

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

第1期(自平成21年6月19日 至 平成22年6月10日)

該当事項はありません。

第2期(自平成22年6月11日 至 平成23年6月10日)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報に関する注記)

第1期 (平成22年6月10日現在)		第2期 (平成23年6月10日現在)	
1口当たり純資産額	0.8808 円	1口当たり純資産額	0.8335 円
(1万口当たり純資産額)	8,808 円)	(1万口当たり純資産額)	8,335 円)

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄名	数量(口)	評価額		備考
			単価(円)	金額(円)	
投資証券	BNP PARIBAS FLEXI Equity China A Selected	4,147,579	8,486	35,196,355,394	
	投資証券 合計	4,147,579		35,196,355,394	
投資信託 受益証券	フォルティス日本短期債券ファンド (適格機関投資家限定)	69,776,715	1.0020	69,916,268	
	投資信託受益証券 合計	69,776,715		69,916,268	
合計				35,266,271,662	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## (参考情報)

当ファンドは、「BNP PARIBAS FLEXI Equity China A Selected」の投資証券及び「フォルティス日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)」の投資信託受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」及び「投資信託受益証券」は、すべてこれらの投資証券及び投資信託受益証券です。

なお、これらの投資証券及び投資信託受益証券の状況は以下のとおりです。

## 1. 「BNP PARIBAS FLEXI Equity China A Selected」の状況

以下に記載した情報は、委託会社が同信託の委託会社であるBNP Paribas Investment Partners Luxembourg S.A.からの情報に基づき、平成22年6月9日及び平成23年6月9日の状況を掲記したものであります。従って、現地の法律に基づいて作成された正式財務諸表とは、同一の様式ではありません。

なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

## ( 1 ) 貸借対照表

区分	注記 番号	(平成22年6月9日現在)	(平成23年6月9日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		4,306,909,712	1,190,762,107
株式		57,398,671,857	34,933,577,338
未収入金		649,000,000	-
未収配当金		29,812,294	39,084,014
未収利息		1,739,262	678,390
流動資産合計		62,386,133,125	36,164,101,849
資産合計		62,386,133,125	36,164,101,849
負債の部			
流動負債			
未払金		1,249,316,451	850,326,214
未払費用 / 未払報酬		117,509,595	116,851,173
流動負債合計		1,366,826,046	967,177,387
負債合計		1,366,826,046	967,177,387
純資産の部			
元本等			
元本		68,608,160,000	41,475,790,000
剰余金			
剰余金又は欠損金( )		7,588,852,921	6,278,865,538
元本等合計		61,019,307,079	35,196,924,462
純資産合計		61,019,307,079	35,196,924,462
負債純資産合計		62,386,133,125	36,164,101,849

## ( 2 ) 注記表

## ( 1 口当たり情報に関する注記 )

(平成22年6月9日現在)		(平成23年6月9日現在)	
1口当たり純資産額	8,894 円	1口当たり純資産額	8,486 円

## ( 3 ) 主要有価証券組入銘柄

平成23年6月9日現在

銘柄名	組入純資産比率(%)
PING AN INSURANCE GROUP	6.17%
NARI TECHNOLOGY DEVELOPMENT	4.21%
ANHUI CONCH CEMENT	4.05%
FUYAO GROUP GLASS INDUSTRIAL	3.35%
CHONGQING DONGYUAN INDUSTRIAL	3.24%
CHINA MERCHANTS BANK	3.23%
AGRICULTURAL BANK OF CHINA	3.01%
KANGMEI PHARMACEUTICAL	2.97%
INNER MONGOLIA YILI INDUSTRIAL	2.94%
CHINA PETROLEUM & CHEMICAL	2.74%



## 2. 「フォルティス日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

## (1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(平成22年6月9日現在)	(平成23年6月9日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		2,871,788	1,879,561
国債証券		879,566,147	879,775,203
未収利息		3	2
流動資産合計		882,437,938	881,654,766
資産合計		882,437,938	881,654,766
負債の部			
流動負債			
未払受託者報酬		46,176	46,032
未払委託者報酬		415,608	414,094
流動負債合計		461,784	460,126
負債合計		461,784	460,126
純資産の部			
元本等			
元本		879,425,839	879,425,839
剰余金			
剰余金又は欠損金( )		2,550,315	1,768,801
元本等合計		881,976,154	881,194,640
純資産合計		881,976,154	881,194,640
負債純資産合計		882,437,938	881,654,766

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自平成21年6月19日 至平成22年6月9日	自平成22年6月10日 至平成23年6月9日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額等、又は投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。	国債証券 同左

## (1口当たり情報に関する注記)

(平成22年6月9日現在)		(平成23年6月9日現在)	
1口当たり純資産額	1.0029 円	1口当たり純資産額	1.0020 円
(1万口当たり純資産額)	10,029 円)	(1万口当たり純資産額)	10,020 円)

## (3) 有価証券組入明細

種類	銘柄名	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	第115回国庫短期証券	100,000,000	99,995,750	
	第121回国庫短期証券	200,000,000	199,971,764	
	第136回国庫短期証券	580,000,000	579,807,689	
	合計	880,000,000	879,775,203	

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

平成23年7月末日

資産総額	33,797,640,051	円
負債総額	43,720,050	円
純資産総額 ( - )	33,753,920,001	円
発行済数量	39,413,749,513	口
1口当たり純資産額 ( / )	0.8564	円
(1万口当たりの純資産額	8,564	円)

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

当ファンドの受益権は振替受益権であるため、委託会社は当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

##### A 名義書換

該当するものではありません。

##### B 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

##### C 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。但し、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。委託会社は、上記 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

##### D 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、前記の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

##### E 受益権の再分割

受益権の再分割を行いません。但し、社振法の定めるところに従い、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

##### F 償還金

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

##### G 質権口記載または記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払等については、信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額（平成23年7月末現在）

資本金 4億5,000万円  
発行株式総数 50,000株  
発行済株式総数 9,000株  
株式 記名式・額面100,000円  
<最近5年間における資本金の額の増減>  
平成17年3月30日に8億500万円の減資  
平成17年3月30日に3億1,000万円の増資  
平成21年6月30日に4億5,000万円の増資  
平成22年2月5日に4億5,000万円の減資

###### (2) 委託会社等の機構

###### A 経営体制

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一です。

取締役会は、取締役中より代表取締役1名以上を選任します。また、取締役の中から役付取締役を選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故ある時、または代表取締役が取締役会を招集しようとし、しない時もしくは議長となろうとし、しない時は、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、会日の1週間前にこれを発します。取締役および監査役全員の一致の同意がある時は、招集通知を省略し、または招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

###### B 運用体制

###### 運用機構と概要

当社は、多様な運用スタイル、投資対象を有する商品の高い専門性を発揮して提供するため、「組織運用制」と「ファンドマネージャー制」を採用しています。

###### ・パフォーマンス評価及び投資運用委員会（7名程度）

原則として月1回及び随時に開催し、運用パフォーマンスの評価、投資運用や運用ガイドライン遵守等の状況についての報告が行われます。また必要に応じて投資運用に関する対応を図ります。

###### ・内部管理委員会（7名程度）

原則として月1回開催し、法令諸規則や社内規則の遵守状況に関連する事項のレビュー等を行い、業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実施に資する対応を図ります。

###### ・法務・コンプライアンス及びリスク管理部門（5名程度）

取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視及び定期的な確認、法令及びコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

###### 意思決定プロセス

A 運用部門（5名程度）が、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

B 上記の分析結果をふまえ、運用の投資方針を策定します。

C ファンドマネージャーは、上記方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。

D 運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および投資行動のチェックは、パフォーマンス評価及び投資運用委員会、内部管理委員会で行われます。これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

上記の内容は平成23年7月末現在であり、運用体制は委託会社の組織変更等により今後変更される場合があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社が運用するファンドの本数及び純資産総額合計額は以下の通りです。（平成23年7月末現在）

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額(単位：億円)
追加型株式投資信託	69	2,480
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	29	663
単位型公社債投資信託	28	524
合計	126	3,668

純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しており、表中の個々の金額と合計欄の金額は一致しないことがあります。



### 3【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は、第12期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第13期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満を切り捨てて記載しております。

- 2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第13期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

## 【財務諸表】

## (1) 【貸借対照表】

期別		第12期 (平成22年3月31日現在)		第13期 (平成23年3月31日現在)	
資産の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動資産					
預金	* 2		650,883		1,097,456
前払費用			21,476		40,611
未収委託者報酬			630,040		1,068,576
未収運用受託報酬			79,709		269,440
未収投資助言報酬			68,017		66,031
未収収益			16,185		1,011,320
未収入金			8,019		9,158
立替金			-		16,666
未収消費税等			-		2,550
貸倒引当金			-		18,954
流動資産計			1,474,334		3,562,858
固定資産					
有形固定資産			96,126		121,782
建物	* 1	93,220		118,534	
器具備品	* 1	2,905		3,248	
無形固定資産			2,288		257,758
ソフトウェア		1,163		2,752	
のれん		-		252,714	
その他		1,124		2,291	
投資その他の資産			157,154		379,872
長期差入保証金		151,154		372,871	
その他		6,000		7,000	
固定資産計			255,568		759,412
資産合計			1,729,903		4,322,270

期別		第12期 (平成22年3月31日現在)		第13期 (平成23年3月31日現在)	
負債の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動負債					
預り金			78,131		179,435
未払金			544,232		1,021,798
未払手数料		313,366		675,141	
未払委託調査費		196,124		313,612	
その他未払金		34,742		33,045	
未払費用			57,143		723,575
未払法人税等			3,895		15,855
賞与引当金			41,815		90,353
役員賞与引当金			5,179		11,222
関係会社借入金	* 2		-		300,000
流動負債計			730,397		2,342,235
固定負債					
退職給付引当金			347,596		482,224
役員退職慰労引当金			10,050		-
預り敷金保証金			-		223,121
固定負債計			357,646		705,345
負債合計			1,088,043		3,047,579
純資産の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
株主資本					
資本金			450,000		450,000
資本剰余金			457,777		1,915,644
資本準備金		7,777		7,777	
その他資本剰余金		450,000		1,907,867	
利益剰余金			265,918		1,090,952
利益準備金		75,500		75,500	
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		341,418		1,166,452	
株主資本合計			641,859		1,274,691
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			-		0
評価・換算差額等合計			-		0
純資産合計			641,859		1,274,691
負債・純資産合計			1,729,903		4,322,270

## ( 2 ) 【損益計算書】

期別	注記 番号	第12期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日		第13期 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日	
		内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
営業収益					
委託者報酬			2,287,627		3,804,714
運用受託報酬			228,150		644,089
投資助言報酬			214,404		164,216
その他営業収益			63,660		1,172,399
営業収益計			2,793,843		5,785,419
営業費用					
支払手数料			1,058,102		2,057,927
広告宣伝費			7,306		26,297
調査研究費			51,923		89,765
委託調査費			513,358		719,478
委託計算費			97,072		348,430
営業雑経費			53,136		88,685
印刷費		49,900		83,216	
協会費		3,235		5,468	
営業費用計			1,780,901		3,330,584
一般管理費					
給料			825,549		1,363,746
役員報酬		72,320		116,319	
給料・手当		605,972		1,109,432	
賞与		147,256		137,995	
業務委託費			105,244		279,364
交際費			549		3,077
旅費交通費			16,160		51,306
事業税			5,135		15,767
租税公課			8,132		11,443
不動産賃借料			211,357		225,073
賞与引当金繰入額			41,815		76,142
役員賞与引当金繰入額			5,179		11,222
退職金			-		19,929
退職給付費用			55,464		103,207
役員退職慰労金			3,594		4,203
役員退職慰労引当金繰入額			10,050		-
固定資産減価償却費			10,613		13,021
のれん償却費			-		78,428
諸経費			70,134		217,815
一般管理費計			1,368,979		2,473,750
営業利益又は営業損失 ( )			356,037		18,915

期別		第12期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日		第13期 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日	
		科目	注記 番号	内訳	金額
営業外収益					
受取利息	* 1		562		222
受取違約金			13,026		-
為替差益			-		51,460
雑益			2,189		12,174
営業外収益計				15,778	
63,858					
営業外費用					
支払利息	* 1		-		1,490
雑損失			208		3,968
営業外費用計				208	
5,458					
経常利益又は経常損失 ( )				340,468	
39,484					
特別損失					
固定資産除却損				-	397
過年度賞与引当金繰入不足額				-	14,211
特別損失計				-	14,609
税引前当期純利益又は税引 前当期純損失( )				340,468	
24,875					
法人税、住民税及び事業税			950		3,982
法人税等調整額			-	950	353,209
357,191					
当期純利益又は当期純損失 ( )				341,418	
332,316					

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第12期  
自 平成21年4月1日  
至 平成22年3月31日

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	450,000
	当期変動額	新株の発行 450,000
		その他資本剰余金へ振替 450,000
	当期変動額合計	-
	当期末残高	450,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	37,000
	当期変動額	新株の発行 315,000
		その他利益剰余金へ振替 344,223
	当期変動額合計	29,223
	当期末残高	7,777
その他資本剰余金	前期末残高	200
	当期変動額	その他利益剰余金へ振替 200
		資本金から振替 450,000
	当期変動額合計	449,800
	当期末残高	450,000
資本剰余金合計	前期末残高	37,200
	当期変動額	420,577
	当期末残高	457,777
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	75,500
	当期変動額	-
	当期末残高	75,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	344,423
	当期変動額	剰余金の配当 -
		資本剰余金から振替 344,423
		当期純損失 341,418
	当期変動額合計	3,005
当期末残高	341,418	
利益剰余金合計	前期末残高	268,923
	当期変動額	3,005
	当期末残高	265,918
株主資本合計	前期末残高	218,277
	当期変動額	423,582
	当期末残高	641,859
純資産合計	前期末残高	218,277
	当期変動額	423,582
	当期末残高	641,859



## 第13期

自 平成22年 4 月 1 日

至 平成23年 3 月31日

（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	450,000
	当期変動額	-
	当期末残高	450,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	7,777
	当期変動額	-
	当期末残高	7,777
その他資本剰余金	前期末残高	450,000
	当期変動額	企業結合による増加 1,457,867
	当期変動額合計	1,457,867
	当期末残高	1,907,867
資本剰余金合計	前期末残高	457,777
	当期変動額	1,457,867
	当期末残高	1,915,644
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	75,500
	当期変動額	-
	当期末残高	75,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	341,418
	当期変動額	企業結合による増加 492,718
		当期純損失 332,316
	当期変動額合計	825,034
	当期末残高	1,166,452
利益剰余金合計	前期末残高	265,918
	当期変動額	825,034
	当期末残高	1,090,952
株主資本合計	前期末残高	641,859
	当期変動額	632,832
	当期末残高	1,274,691
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	-
	当期変動額	0
	当期末残高	0
純資産合計	前期末残高	641,859
	当期変動額	632,832
	当期末残高	1,274,691

## 重要な会計方針

項目	期別 第12期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日	第13期 自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（時価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>時価のないもの 同左</p>
2．固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。 また、のれんについては5年間の期間均等償却によっております。</p>
3．引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。</p>	<p>(1) 賞与引当金 同左</p> <p>(2) 役員賞与引当金 同左</p>

項目	期別 第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
<p>4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>5. その他財務諸表作成のための重要な事項</p>	<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職金の支払いに備えて、当社退職金規定に基づく自己都合退職金要支給額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等については、発生事業年度の期間費用としております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 同左</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(5) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>外貨建金銭債権債務は、事業年度末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>

## 会計方針の変更

第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
	<p>（企業結合に関する会計基準等の適用） 当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。</p> <p>（資産除去債務に関する会計基準） 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。これに伴う営業損失、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額はありません。</p>

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

第12期 （平成22年3月31日現在）		第13期 （平成23年3月31日現在）	
* 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。		* 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。	
建物	21,080千円	建物	31,845千円
器具備品	8,009千円	器具備品	8,567千円
* 2 関係会社項目		* 2 関係会社項目	
預金	449,400千円	預金	1,073,099千円
		関係会社借入金	300,000千円

## （損益計算書関係）

第12期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日		第13期 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日	
* 1 関係会社取引項目		* 1 関係会社取引項目	
受取利息	470千円	支払利息	1,490千円

## （株主資本等変動計算書関係）

第12期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）	
普通株式	4,500	4,500	-	9,000	
2. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の 種類	配当金の 総額 （千円）	一株当り 配当額 （円）	基準日	効力発生日
-	-	-	-	-	-
(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの					
-					

第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）	
普通株式	9,000	-	-	9,000	
2. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	一株当り 配当額 (円)	基準日	効力発生日
-	-	-	-	-	-
(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの					
-					

## (リース取引関係)

第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日		第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	
(1) ファイナンス・リース取引は重要性が低い ため、注記を省略しております。		(1) ファイナンス・リース取引は重要性が低い ため、注記を省略しております。	
(2) オペレーティング・リース取引（借主側）は 次の通りであります。		(2) オペレーティング・リース取引（借主側）は 次の通りであります。	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能 のものにかかる未経過リース料		オペレーティング・リース取引のうち解約不能 のものにかかる未経過リース料	
1年内	139,855千円	1年内	259,940千円
1年超	221,437千円	1年超	302,501千円
合計	361,292千円	合計	562,442千円



## （金融商品関係）

## 1．金融商品の状況に関する事項

第12期  
自 平成21年4月1日  
至 平成22年3月31日

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。デリバティブは利用しておりません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。長期差入保証金は信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## 信用リスク

営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。長期差入保証金は信用リスクに晒されておりますが、総務・業務部が相手先の財務状況を定期的にモニタリングしております。

## 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

## 流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

第12期  
(平成22年3月31日現在)

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

科目	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	650,883	650,883	-
(2) 未収委託者報酬	630,040	630,040	-
(3) 長期差入保証金	151,154	147,695	3,459
資産計	1,432,077	1,428,618	3,459
(1) 未払手数料	313,366	313,366	-
(2) 未払委託調査費	196,124	196,124	-
負債計	509,490	509,490	-

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

## 資産

## (1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 未収委託者報酬

営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

## 負債

## (1) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	650,883	-	-	-
未収委託者報酬	630,040	-	-	-
長期差入保証金	-	151,154	-	-

## 追加情報

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

## 1. 金融商品の状況に関する事項

第13期  
自 平成22年4月1日  
至 平成23年3月31日

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは利用しておりません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。

未収運用受託報酬、未収投資助言報酬は信用リスクに晒されております。

未収収益は兼業取引にかかるものであり、信用リスクに晒されております。長期差入保証金は賃貸建物の敷金であり、信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。

関係会社借入金は、支払期日にその支払いを実行するため、同行の当座預金に資金を留保しており流動性リスクは担保されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## 信用リスク

営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。長期差入保証金は信用リスクに晒されておりますが、経理・総務部が相手先の財務状況を定期的にモニタリングしております。

## 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

## 流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

第13期  
(平成23年3月31日現在)

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

科目	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	1,097,456	1,097,456	-
未収委託者報酬	1,068,576	1,068,576	-
未収運用受託報酬	269,440		
貸倒引当金(*1)	18,954		
	250,486	250,486	-
未収投資助言報酬	66,031	66,031	-
未収収益	1,011,320	1,011,320	-
未収入金	9,158	9,158	-
長期差入保証金	372,871	364,400	8,471
資産計	3,875,900	3,867,429	8,471
未払手数料	675,141	675,141	-
未払委託調査費	313,612	313,612	-
その他未払金	33,045	33,045	-
未払費用	723,575	723,575	-
関係会社借入金	300,000	300,000	-
預り敷金保証金	223,121	215,101	8,020
負債計	2,268,494	2,260,474	8,020

(\*1) 未収運用受託報酬に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

## (1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 未収入金

これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (4) 長期差入保証金、預り敷金保証金

長期差入保証金及び預り敷金保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

## (5) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (6) その他未払金、未払費用

これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (7) 関係会社借入金

借入金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,097,456	-	-	-
未収委託者報酬	1,068,576	-	-	-
未収運用受託報酬	269,440	-	-	-
未収投資助言報酬	66,031	-	-	-
未収収益	1,011,320	-	-	-
未収入金	9,158	-	-	-
長期差入保証金	140,234	232,637	-	-

## （有価証券関係）

第12期 （平成22年3月31日現在）	第13期 （平成23年3月31日現在）
重要性が低いため記載を省略しております。	重要性が低いため記載を省略しております。

## （デリバティブ取引関係）

第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## （退職給付関係）

第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日												
<p>1．採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。</p> <p>2．退職給付債務</p> <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td> <td>347,596千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 退職給付引当金</td> <td>347,596千円</td> </tr> </table> <p>3．退職給付費用</p> <table> <tr> <td>勤務費用</td> <td>55,464千円</td> </tr> </table>	(1) 退職給付債務	347,596千円	(2) 退職給付引当金	347,596千円	勤務費用	55,464千円	<p>1．採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度、キャッシュバランスプランおよび確定拠出年金制度を採用しております。</p> <p>2．退職給付債務</p> <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td> <td>482,224千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 退職給付引当金</td> <td>482,224千円</td> </tr> </table> <p>3．退職給付費用</p> <table> <tr> <td>勤務費用</td> <td>103,207千円</td> </tr> </table>	(1) 退職給付債務	482,224千円	(2) 退職給付引当金	482,224千円	勤務費用	103,207千円
(1) 退職給付債務	347,596千円												
(2) 退職給付引当金	347,596千円												
勤務費用	55,464千円												
(1) 退職給付債務	482,224千円												
(2) 退職給付引当金	482,224千円												
勤務費用	103,207千円												

## （税効果会計関係）

第12期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日	第13期 自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日																																																
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td> <td style="text-align: right;">141,437</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">19,121</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金超過額</td> <td style="text-align: right;">4,089</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td style="text-align: right;">4,014</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">3,963</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">206,460</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">379,084</td> </tr> <tr> <td>評価性引当金</td> <td style="text-align: right;">379,084</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳</p> <p>当事業年度は税引前当期純損失を計上したため、差異の原因についての記載を省略しております。</p>	繰延税金資産		退職給付引当金超過額	141,437	賞与引当金	19,121	役員退職慰労引当金超過額	4,089	未払費用	4,014	その他	3,963	繰越欠損金	206,460	繰延税金資産小計	379,084	評価性引当金	379,084	繰延税金資産合計	-	繰延税金負債	-	繰延税金資産の純額	-	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td> <td style="text-align: right;">196,217</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">58,973</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td style="text-align: right;">258,982</td> </tr> <tr> <td>税務上の営業権計上額</td> <td style="text-align: right;">608,298</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">9,332</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">1,691,188</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,822,993</td> </tr> <tr> <td>評価性引当金</td> <td style="text-align: right;">2,822,993</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳</p> <p>当事業年度は課税所得が発生していないため、差異の原因についての記載を省略しております。</p>	繰延税金資産		退職給付引当金超過額	196,217	賞与引当金	58,973	未払費用	258,982	税務上の営業権計上額	608,298	その他	9,332	繰越欠損金	1,691,188	繰延税金資産小計	2,822,993	評価性引当金	2,822,993	繰延税金資産合計	-	繰延税金負債	-	繰延税金資産の純額	-
繰延税金資産																																																	
退職給付引当金超過額	141,437																																																
賞与引当金	19,121																																																
役員退職慰労引当金超過額	4,089																																																
未払費用	4,014																																																
その他	3,963																																																
繰越欠損金	206,460																																																
繰延税金資産小計	379,084																																																
評価性引当金	379,084																																																
繰延税金資産合計	-																																																
繰延税金負債	-																																																
繰延税金資産の純額	-																																																
繰延税金資産																																																	
退職給付引当金超過額	196,217																																																
賞与引当金	58,973																																																
未払費用	258,982																																																
税務上の営業権計上額	608,298																																																
その他	9,332																																																
繰越欠損金	1,691,188																																																
繰延税金資産小計	2,822,993																																																
評価性引当金	2,822,993																																																
繰延税金資産合計	-																																																
繰延税金負債	-																																																
繰延税金資産の純額	-																																																

## （企業結合等関係）

<p style="text-align: center;">第12期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日</p>	<p style="text-align: center;">第13期 自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日</p>
<p>該当ありません。</p>	<p>（吸収合併） ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社とフォルティス・アセットマネジメント株式会社は平成22年 5月12日付で合併契約を締結し、平成22年 5月12日に開催した取締役会の承認をもって、平成22年 7月 1日に合併いたしました。</p> <p>（1）企業結合の概要 1）結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業内容 結合企業： 名称：ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社 主要な事業内容： 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務</p> <p>被結合企業： 名称：フォルティス・アセットマネジメント株式会社 主要な事業内容： 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務</p> <p>2）企業結合の法的形式 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併</p> <p>3）企業結合後の名称 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社（合併後の新商号：BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社）</p>



第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
	<p>4) 取引の概要</p> <p>本合併は、事業基盤を強化する経営方針の下、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の日本における事業展開を更に加速するため、財務体質の強化を図ることを目的として、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併を行いました。なお、合併による新株式の発行及び資本金の増加はありません。</p> <p>(2) 実施する会計処理の概要</p> <p>当該合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。</p>

## （資産除去債務関係）

第12期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日	第13期 自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日
当社は建物等の賃借契約において、建物等の所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しておりますが、当社が退去時における原状回復に係る義務を有していないため、資産除去債務を計上しておりません。	

## （セグメント情報等）

第13期 自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日				
（セグメント情報） 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				
（関連情報） 1．製品及びサービスごとの情報 <span style="float: right;">（単位：千円）</span>				
	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	3,804,714	808,306	1,172,399	5,785,419
2．地域ごとの情報 （1）営業収益 <span style="float: right;">（単位：千円）</span>				
	ルクセンブルグ	オランダ	その他	合計
日本	731,661	277,934	317,288	5,785,419
4,458,536				
（注）投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。 （2）有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の合計が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの固定資産の記載を省略しております。				
3．主要な顧客ごとの情報 <span style="float: right;">（単位：千円）</span>				
顧客の名称	営業収益		関連するセグメント名	
BNPパリバ ブラジル株式オープン	1,056,553		なし	
BNPパリバ・インベストメント・ パートナーズ・ルクセンブルグ	731,661		なし	
（報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報） 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				

## （追加情報）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

## （関連当事者関係）

## 1．関連当事者との取引

第12期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

## (1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	2,369百万 ユーロ	銀行業	直接 0.0% 間接 99.83%	当座預金及び 定期預金契約 の締結	資金の 預入 (注1)	-	預金	449,400

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

## (2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセット マネジメント ブラジル	Comissao de Valores Mobiliarios	2,369百万 レアル	資産 運用業	無し	運用再委託契 約の締結	委託調 査費の 支払 (注2)	331,610	未払 委託 調査費	144,534

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注2) 委託調査費の支払については、ファンドの約款に提示された料率を基礎として決定しています。

## 2．親会社に関する情報

## (1) 親会社情報

ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ（非上場）

ビー・エヌ・ピー・パリバ（ユーロネクスト・パリに上場）

第13期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## (1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	2,397百万ユーロ	銀行業	直接 0.0% 間接 99.83%	当座預金及び定期預金契約の締結	資金の預入（注1）	-	預金	1,073,099
							資金の借入（注1）	1,200,000	関係会社借入金	300,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

## (2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ビー・エヌ・ピー・パリバアセットマネジメントブラジル	Avenida Presidente Juscelino Kubitschek, n. 510, 14th floor, São Paulo, SP, Brazil. CEP n.º 04543-906	15百万レアル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払（注2）	340,318	未払委託調査費	120,626
親会社の子会社	BNPパリバ・インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルグ	33, rue de GasperichL - 5826 Howald - Hesperange	3百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	運用受託報酬の受入（注3）	15,641	未収運用受託報酬	2,642
							その他営業収益の受入（注3）	716,020	未収収益	654,158
							業務委託費の支払（注3）	573	未払費用	573
親会社の子会社	BNPパリバ証券会社東京支店	東京都千代田区丸の内1-9-1	795億円	第一種金融取引業	無し	建物賃貸借契約の締結	敷金の受入（注3）	223,121	預り敷金保証金	223,121

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注2) 委託調査費の支払については、ファンドの約款に提示された料率を基礎として決定しています。

(注3) 市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

(注4) 上記の表以外の取引は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 2. 親会社に関する情報

## (1) 親会社情報

ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ（非上場）

ビー・エヌ・ピー・パリバ（ユーロネクスト・パリに上場）

## （ 1株当たり情報 ）

第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日		第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	
1株当たり純資産	71,317円	1株当たり純資産	141,632円
1株当たり当期純損失	43,272円	1株当たり当期純損失	36,924円
損益計算書上の当期純損失	341,418千円	損益計算書上の当期純損失	332,316千円
1株当たり当期純損失の算定に 用いられた普通株式に係る当期 純損失	341,418千円	1株当たり当期純損失の算定に 用いられた普通株式に係る当期 純損失	332,316千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数・普通株式	7,890株	期中平均株式数・普通株式	9,000株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額 については、新株引受権付社債及び転換社債型新 株引受権付社債を発行していないため記載して おりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額 については、新株引受権付社債及び転換社債型新 株引受権付社債を発行していないため記載して おりません。	

## （重要な後発事象）

<p style="text-align: center;">第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日</p>	<p style="text-align: center;">第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日</p>												
<p>（吸収合併） ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社とフォルティス・アセットマネジメント株式会社は平成22年5月12日付で吸収合併契約を締結しております。</p> <p>（1）企業結合の概要 1）結合当事企業の名称及びその事業内容</p> <p>結合企業： 名称：ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社 主要な事業内容： 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務</p> <p>被結合企業： 名称：フォルティス・アセットマネジメント株式会社 主要な事業内容： 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務 事業の規模 被結合企業の直前期（平成21年12月期）の概要</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">営業収益</td> <td style="text-align: right;">3,618,439千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">当期純損失</td> <td style="text-align: right;">96,515千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">総資産額</td> <td style="text-align: right;">3,661,567千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">総負債額</td> <td style="text-align: right;">1,838,461千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">純資産額</td> <td style="text-align: right;">1,823,106千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">従業員数</td> <td style="text-align: right;">59名</td> </tr> </table> <p>2）企業結合日 合併効力発生日については、平成22年7月1日を予定しております。</p> <p>3）企業結合の法的形式 ビー・エヌ・ピー・パリバ・アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併</p>	営業収益	3,618,439千円	当期純損失	96,515千円	総資産額	3,661,567千円	総負債額	1,838,461千円	純資産額	1,823,106千円	従業員数	59名	<p>該当ありません。</p>
営業収益	3,618,439千円												
当期純損失	96,515千円												
総資産額	3,661,567千円												
総負債額	1,838,461千円												
純資産額	1,823,106千円												
従業員数	59名												

第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
<p>4) 企業結合後の名称 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社</p> <p>5) 取引の概要 本合併は、事業基盤を強化する経営方針の下、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の日本における事業展開を更に加速するため、財務体質の強化を図ることを目的として、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併を行う予定です。なお、合併による新株式の発行及び資本金の増加はありません。</p> <p>(2) 実施する会計処理の概要 当該合併は、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定です。</p>	

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

##### （1）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### （2）訴訟事件その他の重要事項

本書使用開始日前1年以内において、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。



**第2【その他の関係法人の概況】****1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1) 受託会社**

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

平成23年3月末日現在

**(2) 販売会社**

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	100,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

平成23年5月1日現在

**2【関係業務の概要】****(1) 受託会社**

ファンドの受託会社として信託財産に属する有価証券等の保管、管理を行います。

**(2) 販売会社**

当ファンドの販売会社として受益権の募集販売の取り扱い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金・収益分配金・償還金に関する事務等を行います。

**3【資本関係】**

(1) 受託会社：該当事項はありません。

(2) 販売会社：該当事項はありません。

### 第3【その他】

- (1) 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (2) 目論見書の表紙に委託会社の名称、所在地、ロゴ・マーク、イラスト、図案、写真、ファンドの愛称、キャッチ・コピー等を使用し、ファンドの基本的性格を記載する他、ファンド名称の説明を付記することがあります。また以下の内容を記載することがあります。
  - ・ 交付目論見書または請求目論見書である旨
  - ・ 金融商品取引法上の目論見書である旨
  - ・ 委託会社の金融商品取引業者登録番号
  - ・ 詳細情報の入手方法（委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間、請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨）
  - ・ 目論見書の使用開始日
  - ・ 届出の効力に関する事項について、届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
  - ・ ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に投資者の意向を確認する旨
  - ・ 投資信託の財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき受託会社において分別管理されている旨
  - ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
  - ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載
- (3) 目論見書の表紙裏面に、金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載することがあります。
- (4) 請求目論見書の表紙に課税上の取扱いに関する記載をすることがあります。
- (5) 届出書本文「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」の記載内容について、投資者の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 目論見書に記載された運用実績のデータは、随時更新される場合があります。
- (7) 目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成22年8月4日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社  
(旧会社名 フォルティス・アセットマネジメント株式会社)

取締役会 御中

## あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興フォルティス 中国A株ファンドの平成21年6月19日から平成22年6月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興フォルティス 中国A株ファンドの平成22年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社（旧会社名 フォルティス・アセットマネジメント株式会社）及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ( ) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月23日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年5月12日にフォルティス・アセットマネジメント株式会社と吸収合併契約を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成23年8月3日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興フォルティス 中国A株ファンドの平成22年6月11日から平成23年6月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興フォルティス中国A株ファンドの平成23年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ( ) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年 6月24日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。